

# 定 款

一般社団法人 地域国土強靱化研究所

定款作成日 令和 年 月 日

定款認証日 令和 年 月 日

法人設立日 令和 年 月 日

# 一般社団法人 地域国土強靱化研究所 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人地域国土強靱化研究所 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県那珂市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域国土強靱化に資する技術と政策を総合化することによって地域の防災・減災・縮災に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 地域国土強靱化に関する委託業務，技術相談及び政策相談
2. 地域国土強靱化に関する技術開発支援及び技術普及支援
3. 地域国土強靱化に関する講演会，研究会及び情報交換会の運営
4. 社会人継続教育支援及び企業研修支援
5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員及び社員

(社員及び会員の構成)

第6条 当法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 当法人の会員は次の4種類とする。

- (1) 特別賛助会員 当法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した団体
- (3) 個人会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人
- (4) 協力会員 当法人の事業に協力するために入会した個人又は団体

3 社員は、理事会の決議により、前項に規定する特別賛助会員、賛助会員、個人会員の中から選出し、これを一般法人法上の社員とする。

(入 会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認があったときに会員となる。

(費用の負担)

第8条 会員及び社員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 必要に応じて理事会の決定を経て、臨時会費を徴収することがある。

(退会及び退社)

第9条 会員及び社員は、別に定める退会届又は退社届を提出することにより、任意にいつでも退会又は退社することができる。

(除 名)

第10条 会員及び社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員または社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第11条 社員が、次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 当該社員が死亡したとき、又は解散したとき。
- (5) 当法人が解散したとき。

### 第3章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権 限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上の社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第17条 各社員は、会費及び基金の経済的負担に応じて別に定めるとおりの議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれに当たる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員の数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

(役員を選任)

第21条 当法人の役員は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(代表理事及び副代表理事の選定及び職務権限)

第25条 当法人は、代表理事1名及び副代表理事2名を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときその職務の執行を代行する。

(役員報酬等)

第26条 役員報酬その他の職務執行の対価を当該役員に対して当法人から支払うことができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の一般法人法第49条第2項に定める決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第29条 当法人には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、一般法人法上の役員ではなくこの法人に対して何らの権限を有しないが、理事会の諮問に応え、理事会に対し、参考意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、交通費などの必要経費は支払うことを原則とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第32条 理事会は、代表理事が招集し議長となる。代表理事に事故があるときは、副代表理事が招集し議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる理事に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提

案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第36条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第37条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第38条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び決算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定により承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、定時または臨時の社員総会において、変更することができる。

(合併等)

第42条 当法人は、定時または臨時の社員総会において、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び廃止をすることができる。

(解散)

第43条 当法人は、定時または臨時の社員総会の決議、または、その他法令で定められた事由により解散する。

(法人認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 当法人が、社団法人認定の取消しの処分を受けた場合、または、合併もしくは解散により法人が消滅する場合には、定時または臨時の社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、その事由が発生した日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条17号に掲げる法人、または、国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、定時または臨時の社員総会の決議を経て、公益認定法第5条17号に掲げる法人、または、国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 補 則

(規定)

第46条 この定款施行についての規定は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年6月30日までとする。

(設立時理事及び監事)

第48条 当法人の設立時理事、代表理事、副代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 安原一哉、岸田隆夫、須田裕之、小浪岳治

田中富智夫、伴夏男、岡本昌弘

設立時監事 丸山 泉、霜越直樹

2 当法人の設立時代表理事及び副代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

氏名	安原 一哉
住所	茨城県日立市かみあい町3丁目23番6号
氏名	岸田 隆夫
住所	神奈川県横浜市港北区樽町三丁目2番21-A1106号
氏名	須田 裕之
住所	茨城県水戸市姫子1丁目119番地の18
氏名	小浪 岳治
住所	神奈川県横浜市戸塚区品濃町1789番地1 ヴィルヌーブガーデンズ東戸塚B-503号
氏名	田中 富智夫
住所	宮城県仙台市太白区長町南4丁目14番16号
氏名	伴 夏男
住所	茨城県水戸市平須町1828番地の1000
氏名	岡本 昌弘
住所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向西25番8号
氏名	丸山 泉
住所	千葉県柏市増尾台1丁目12番52-101号
氏名	霜越 直樹
住所	神奈川県横浜市戸塚区矢部町1815番地9

(準拠法)

第50条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人地域国土強靱化研究所 の設立に際し、社員の定款作成代理人である 行政書士 岡野 裕行 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和 2年 6月23日

設立時社員 安原一哉

設立時社員 岸田隆夫

設立時社員 須田裕之  
設立時社員 小浪岳治  
設立時社員 田中富智夫  
設立時社員 伴夏男  
設立時社員 岡本昌弘  
設立時社員 丸山 泉  
設立時社員 霜越直樹

上記発起人の定款作成代理人

行政書士 岡野 裕行

日行連／第11110844号